

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成24年4月1日から

高額な外来診療を受ける方のお支払い方法が変更になります

◇お問い合わせ先
 北海道後期高齢者医療広域連合
 〒060-0062
 札幌市中央区南2条西14丁目
 国保会館6階
 (電話) 011-290-5601
 (1) 住民課 戸籍年金医療グループ
 (電話) 34-2121 内線 414

これまでは

高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていた。

4月1日から

限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。
 (同一の医療機関に限ります)



平成24年4月1日から外来診療における高額療養費の取り扱いが変更となり、「減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」等を提示することで、外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。

▼高額な外来診療を受ける皆さまへ

▼必要な手続きについて

	必要な事前手続き	病院・薬局等で提示するもの
非課税世帯(※)等の方	「限度額認定証をお持ちでない方」は、事前に役場窓口で交付の申請が必要です	「保険証」と「限度額認定証」を提示してください
非課税世帯等ではない方	事前の手続きは、特に必要ありません	「保険証」を提示してください

(※) 非課税世帯とは、以下の基準を満たす方をいいます。

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方

- ・ 老齢福祉年金を受給されている方
- ・ 世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方

- 【応募資格】 道内在住の満20歳以上の方
(ただし、議員や公務員等を除きます)
- 【応募人数】 5名
- 【任期】 平成24年7月から2年間
(運営協議会の開催は年3~4回を予定しています)
- 【応募方法】 北海道後期高齢者医療広域連合および役場窓口にある応募要領を参照してください
- 【応募締切】 平成24年4月27日(金)
- 【選考】 選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します
- 【報酬等】 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

▼運営協議会委員を募集しています
 北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さまの代表として、制度の運営に関する重要事項をご審議していただく運営協議会委員を募集しています。

▼運営協議会委員を募集しています